

特別評価方法認定のための試験業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人建築環境・省エネルギー機構（以下「財団」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく登録試験機関として行う業務（以下「試験業務」という。）の執行に関し、法第61条第3項において準用する法第49条の規定に基づき必要な事項を定める。

(試験業務の実施基本方針)

第2条 試験業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(試験業務を行う時間及び休日)

第3条 試験業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時30分から午後5時30分までとする。

2 前項の休日は、次の各号に掲げる日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 三 12月29日から翌年の1月5日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 四 財団が特に定める日

3 第1項の規定は、緊急を要する場合又は事前に財団と申請者との間において、試験業務を行うための日時について調整が図られている時は、適用しないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 事務所の所在地は、東京都千代田区富士見2丁目14番36号とする。

(試験業務を行う区域)

第5条 試験業務を行う区域は、日本国内全域とする。

(試験業務を行う範囲)

第6条 試験業務を行う範囲は、登録試験機関の登録の区分を定める件（平成17年国土交通省告示第922号）の第2に定める区分について、別表1(イ)欄に掲げるものとする。

第2章 試験業務の実施方法

(試験の申請)

第7条 特別評価方法認定のための審査に必要な試験（以下「試験」という。）の申請をしよ

うとする者は、次に掲げる図書を一及び二について正1部及び副2部を提出しなければならない。

一 試験申請書（別記様式 試-1）

二 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「省令」という。）別記第62号様式及び施行規則第82条各号に掲げる図書（以下「申請図書」という。）等。

（試験業務の引き受け及び契約）

第8条 財団は、前条の申請があったときは、次の各号に定める事項について確認をし、試験業務を引き受ける。

一 申請に係る案件が第5条及び第6条に規定する範囲に該当すること。

二 申請図書に形式上の不備がなく、かつ、記載事項に漏れがないこと。

三 申請内容に明らかな虚偽がないこと。

2 財団は、前条各号に定める書類（以下「申請図書等」という。）が前項各号に適合しないときは、申請者に対して補正を求めるものとする。

3 申請者が、前項の求めに応じないとき又は十分な補正を行わないときは、引き受けできない理由を明らかにして、申請図書等を受理しないものとする。

4 財団は、試験業務を引き受けるときは、申請者と試験業務に関する契約（別記様式 試-2及び試-3）を締結するものとする。

（試験業務に関する契約書面に記載すべき事項）

第9条 前条の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載する。

一 試験を希望する日本住宅性能表示基準に掲げる表示すべき事項の区分に関すること。

二 申請者は、財団の請求があるときは、試験業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る追加図書等を遅滞なく、かつ、正確に財団に提供しなければならないこと。

三 財団は、申請者から前号の追加図書等の提供がないときは、試験業務を中断し又は中止すること。

四 申請者は、財団から試験の申請内容に関し、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める性能に適合しない旨の指摘があったときは、速やかに当該部分の申請図書等の補正その他必要な措置をとらなければならないこと。

五 試験の申請後、試験の結果の証明書（別記様式 試-5。以下「証明書」という。）の交付までの間に、申請者の都合により申請に係る内容を変更しようとするときは、速やかに財団と協議のうえ、変更に係る部分の申請図書等を提出しなければならないこと。

六 試験手数料に関する事項のうち次に掲げるもの

イ 手数料の額に関すること。

ロ 支払期日に関すること。

ハ 支払方法に関すること。

七 申請者が、正当な理由がなく、契約書に定める額の手数料を支払期日までに支払わないとき

は、財団は、契約を解除することができること。

八 試験の結果の証明書の交付をするまでの期間（以下「業務期間」という。）に関すること。

九 財団は、自己の責めに帰することができない事由により、業務期間内に試験証明書を交付できないときは、申請者に対しその理由を明らかにして、業務期間の延長を求めることができること。

十 申請者が、その理由を明記した書面により業務期間の延長を申し出た場合で、財団がその理由が正当であると認めるときは、財団は、業務期間の延長をすることができること。

十一 申請者が、試験の結果の証明書が交付されるまでの間に財団に対し、書面により通知することにより契約を解除することができること。

十二 財団は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期間内に試験証明書を交付することができないとき又は前号の理由が正当でないと認めるときは、申請者にその理由を明らかにして、試験業務を中止することができること。

（試験の実施方法）

第10条 財団は、試験業務を引き受けたときは、速やかに第13条に規定する試験員2人以上にその試験を実施させる。

2 試験員は省令第90条の規定及び別表1(イ)項に掲げる試験区分に応じたそれぞれ同表(ロ)項に掲げる業務方法書に基づき、申請図書により前項の審査を行う。

3 試験員は、審査上必要があるときは、申請図書等に関して申請者に説明等を求めることができるものとする。

4 試験業務に従事する職員で試験員以外の者は、試験員の指示に従い、申請内容の確認等の補助的な業務を行う。

5 財団は、申請図書等の記載内容が明らかに事実と相違すると認めるときは、試験を継続することができない理由を記載した通知書（別記様式 試-4）により申請者に通知するとともに申請図書等の修正を求めるものとする。

（証明書等の交付）

第11条 財団は、試験の結果、申請に係る内容が評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）に従った方式に代えて特別の建築材料若しくは構造方法に応じて又は特別の試験方法若しくは計算方法を用いて評価することが妥当であると認めるときは、申請者に証明書を交付する。

2 前項による証明書の交付は、試験の結果の証明書（別記様式 試-5）に第7条第1項の申請図書等副本を添えて行うものとする。

3 財団は、試験の結果、申請に係る試験が評価方法基準に適合せず、かつ、当該不適合事項が是正される見込みがないと認めるときは、申請者に、その理由を付した通知書（別記様式 試-6）により通知をする。

(試験の申請の取下げ)

第12条 申請者は、申請者の都合により試験の結果の証明書等の交付前に試験の申請を取り下げようとするときは、財団に試験申請取下届(別記様式 試-7)を提出する。

2 財団は、前項の届を受理したときは、試験業務を中止し、提出された申請図書等を申請者に返却する。

第3章 試験員等

(試験員の選任)

第13条 理事長は、試験業務を実施させるため、法第64条に定める要件を満たし、かつ、次の各号に掲げる業種(以下「制限業種」という。)を兼業しない者を試験員として選任する。

一 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務を除く。)

二 設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものでない業務を除く。)

三 動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)

四 建築材料・設備の製造、供給及び流通業

2 前項の試験員は、財団職員及び財団職員以外の者を委嘱して選任する。

(試験員の解任)

第14条 理事長は、試験員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その試験員を解任する。

一 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他試験員としてふさわしくない行為があったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認めるとき。

三 試験員が、制限業種を兼業するに至ったとき。

(試験員の配置)

第15条 試験業務を実施するために選任する試験員の数は、別表1(イ)項に掲げる専門分野の区分ごとに2以上とする。

第4章 試験手数料

(試験手数料の納入)

第16条 財団は、試験業務を引き受け、契約を締結したときは、申請者に対して、別表2に定める手数料の請求書を発行する。

2 申請者は、試験手数料を指定期日までに銀行振込により納入する。

3 前項の納入に要する費用は、申請者の負担とする。

(試験手数料の返還)

第17条 納入された試験手数料は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により試験業務が実施できなかつたときは、この限りでない。

第5章 実施体制等

(秘密保持義務)

第18条 財団の役員及びその職員(委嘱に基づく試験員を含む。)並びにこれらの者であった者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(試験業務の実施体制)

第19条 財団に、試験業務を統括管理するための担当役員を置くとともに、試験業務に係る事務処理等を行うための部署を置くものとする。

- 2 試験業務に従事する職員は、その職務の執行に当たっては厳正、かつ、公正に行うとともに、不正な行為のないようにしなければならない。
- 3 試験業務に従事する試験員等は、自己が関係する個人、企業、団体等の申請に係る認定等業務を行ってはならない。
- 4 財団は、試験業務の規程の審議、業務内容の監査等を行うための監視委員会を置くものとする。

(帳簿の保管・保存方法及び保存期間)

第20条 法第61条第3項において準用する法第19条第1項の規定に基づき、省令第93条に規定する帳簿(以下、「帳簿」という。別記様式 試-8)の保管・保存は、施錠のできる室又はロッカー等において、确实、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 帳簿の保存期間は、法令等に定める期間とする。

(書類の保管・保存方法及び保存期間)

第21条 申請図書等の審査中の保管は、特に必要のある場合を除き事務所内の施錠のできる室又はロッカー等において、确实、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 省令第94条第1項に規定する書類(以下「書類」という。)の審査終了後の保存は、事務所等内の施錠できる室又はロッカー等において、确实、かつ秘密の漏れることのない方法で行う。
- 3 書類の保存期間は、法令等に定める期間とする。

(事前相談)

第22条 特別評価方法認定のための審査に必要な試験を申請しようとする者は、その申請に先立ち、財団と事前相談をすることができる。

(附 則)

この規程は平成18年3月1日から施行する。

別表1 試験区分等

区 分	(い)	(ろ)
17	省エネルギー対策等級	温熱環境に関する試験業務方法書 (相当隙間面積) 温熱環境に関する試験業務方法書 (住宅の熱負荷計算方法) 温熱環境に関する試験業務方法書 (防露性能評価)
18	ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	空気環境に関する試験業務方法書
19	換気対策	

別表2 手数料の額 (単位：円、消費税込)

(い) 試験の区分	(ろ)	(は)
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定 (相当隙間面積に関する構造方法) (結露の発生を防止する対策に関する構造方法) (他)	367,500	52,500
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定 (年間暖冷房負荷の計算方法) (他)	472,500	

(手数料の額)

手数料の額は、申請1件につき、上表(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。

次の各号に掲げる場合の手数料は、上記にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 次世代省エネ基準適合住宅評定又はこれに類するものを受けた特別評価方法について試験を受けようとする場合、申請1件につき、前項の表(い)欄に掲げる認定区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に二分の一を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額。
- (2) 一の申請において、上表(い)欄に掲げる二以上の構造方法又は計算方法について試験を受けようとする場合、それぞれの試験の区分に係る(ろ)欄に掲げる額(前項に規定する場合にあっては、(ろ)欄に掲げる額に二分の一を乗じた額)の合計額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額。